

5,000円分の商品券 (500円券×10枚綴) が **1冊 4,000円**
対象者 1人につき **5冊** まで購入可能

※1冊につき

1,000円分

お得!

プレミアム付商品券について

町では、消費税・地方消費税の10%への引上げが低所得者・子育て世帯(0～2歳児)の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券を販売します。

対象者 次の条件(1)(2)のいずれかを満たす人

(1) 非課税の人

申請をする必要があります

平成31年1月1日に養老町に住民登録があり、平成31年度の町民税が課税されていない人。
ただし、以下の人は対象にはなりません。

- ・平成31年度の町民税が課税される人に扶養されている人
- ・生活保護を受けている人 など

(2) 子育て世帯

申請をする必要はありません

令和元年6月1日に養老町に住民登録があり、平成28年4月2日以降に生まれた子が属する世帯の世帯主の人。

ただし、令和元年6月2日～9月30日に生まれた子が属する世帯の世帯主の人も対象となります。

申請方法【(1)非課税の人のみ】

7月下旬に対象者と思われる人へ申請書を郵送しますので、郵送もしくは受付窓口にて申請していただきます。(窓口の混雑が予想されますので、同封する返信用封筒での郵送をおすすめします。)

申請期間 8月1日(木)～11月29日(金)

申請窓口 町役場 1階ふれあい相談室

※申請後に行う要件審査の結果、販売対象外となる場合があります。

販売方法

(1)非課税の人で上記申請をした人、(2)子育て世帯に、9月下旬頃に購入引換券を郵送します。
購入引換券をお持ちのうえ、購入してください。

販売期間 10月1日(火)～令和2年2月28日(金)

販売窓口 町役場 1階ふれあい相談室

商品券の使用

町内の取扱店舗で使用期間内に商品券を使用してください。

使用期間 10月1日(火)～令和2年3月31日(火)

- ・たばこ、図書券や商品券、プライベートカードなどには使用できません。
- ・おつりはできません。
- ・商品券の返金はできませんので、使用期間にご注意ください。

プレミアム付商品券販売事業を装った特殊詐欺や個人情報の詐取にご注意を

プレミアム付商品券販売事業を行うにあたり、国や町が以下のことをお願いすることはありません。

- ・商品券を販売するための手数料などの振込を求めること
- ・ATM(銀行やコンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすること
- ・現時点で、皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会すること

※上記のような不審な電話などがあった場合は、最寄りの警察署にご相談ください。

☎ 非課税の人の申請・購入について 健康福祉課 ☎32-1105

子育て世帯の購入について 子ども課 ☎32-5078

※課税情報などの個人情報に関する問い合わせには対応できませんので、ご了承ください。